

海外販路開拓等支援助成金募集要領

1. 助成金の目的

公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内の中小企業の海外展開につながる中小企業の活動を支援し、事業拡大の推進を図るため、海外展開にかかる経費の一部を助成することにより、海外展開の支援を行います。

2. 助成対象の交付対象者

県内に主たる事務所を有する中小企業者

※詳細は「海外販路開拓等支援助成金交付要綱第3条別表1」を御確認ください。

3. 助成対象事業、助成率および助成限度額

渡航による海外企業との商談、輸出を目的とした海外展示・商談会への出展等などの事業に係る費用を助成します。

▶ 助成率：1/2 以内、助成限度額：500 千円

4. 助成対象となる主な経費

交付決定日以降に発生する経費を対象とします。

※詳細は「海外販路開拓等支援助成金交付要綱第3条別表2」を御確認ください。

(1) 専門家謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費

(2) 役職員・専門家旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費として、助成事業者、依頼した専門家又は委嘱した委員に支払われる経費

(3) 借損料

事業遂行に直接必要な機器・設備のリース料・レンタル料として支払われる経費

(4) 通訳・翻訳費

事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費

(5) マーケティング調査費

事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費

(6) 資料購入費

事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費

(7) 通信運搬費

打合せ等のための郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費

(8) 展示会等出展費

試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる経費

(9) 広報費

事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活用するために支払われる経費

(10) 委託費

上記(1)から(9)に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）

(11) その他経費

上記(1)から(10)に該当しない経費であって、事業遂行する上で特に必要と認められるもの

(注) 対象経費の可否は事前に財団担当者に確認すること。

5. 募集期間

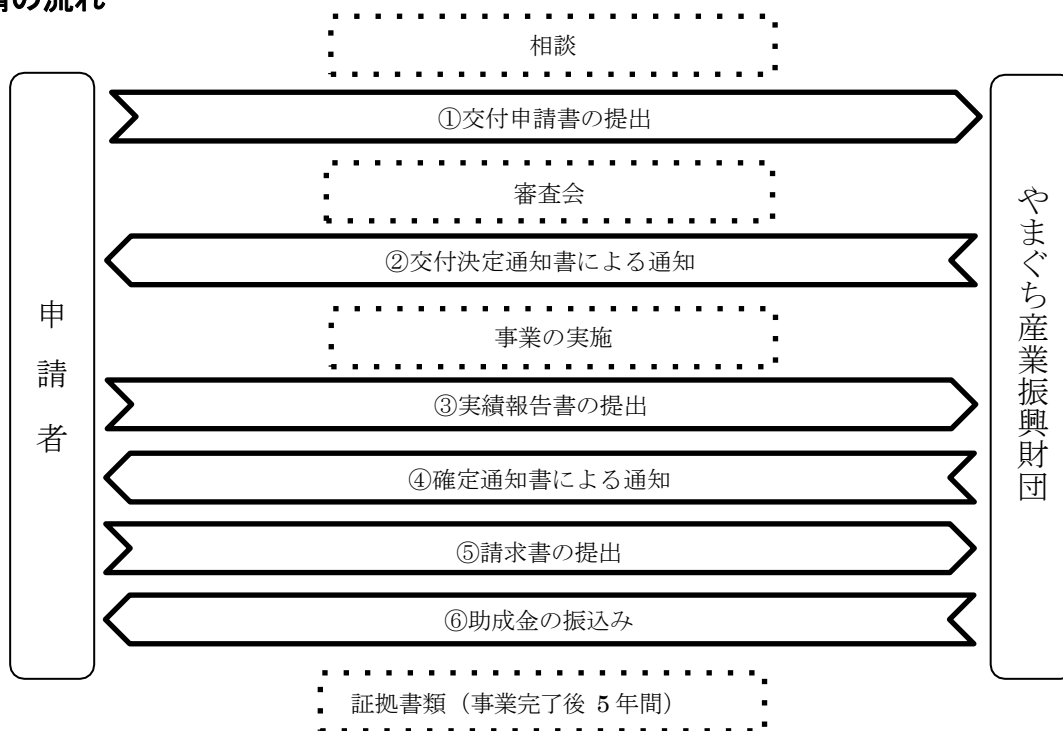
令和6年 5月2日 (木) から5月31日 (金) まで募集します。

6. 申請の方法

助成金交付要綱及び申請様式は、財団ホームページからダウンロードできます。申請書は、必ず事業の実施前に御提出ください。申請時の提出物は次のとおりです。

- ① 海外販路開拓等支援助成金交付申請書 (様式第1号)
- ② 会社の概要が分かる資料 (会社パンフレット等)
- ③ 経費積算の根拠資料 (見積書、料金表など)

7. 申請の流れ



公益財団法人やまぐち産業振興財団

事業支援部 海外販路開拓支援拠点 担当：平山、谷村、宮本
〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階
TEL：083-902-3722 E-mail：jigyoyipf.or.jp